第七　在留高度人材外国人等の親に関する事項

一　在留高度人材外国人等の親であって、在留期間の更新を受けようとするものは、法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続を経て、新たな在留期間を一年又は六月とする許可を受けるものとする。

二　一の規定により許可を受ける者は、次のいずれにも該当するものとする。

1　実子である在留高度人材外国人又は実子の配偶者である在留高度人材外国人と同居すること。

2　在留期間更新の申請の時点において、同居する在留高度人材外国人の年収が千万円以上であること。

3　在留高度人材外国人の実父又は実母である場合は、同居する在留高度人材外国人の配偶者の実父又は実母であって、高度人材告示第二条の表チの項の下欄に掲げる活動を指定されて在留し、当該在留高度人材外国人又はその配偶者の三歳未満の実子を養育する者がないこと。

4　在留高度人材外国人の配偶者の実父又は実母である場合は、同居する在留高度人材外国人の実父又は実母であって、高度人材告示第二条の表チの項の下欄に掲げる活動を指定されて在留し、当該在留高度人材外国人又はその配偶者の三歳未満の実子を養育する者がないこと。

5　同居する在留高度人材外国人又はその配偶者の三歳未満の実子を三か月以上継続して養育する予定であること。

6　在留状況が良好であること。

三　本邦に在留する在留高度人材外国人の実父若しくは実母又は在留高度人材外国人の配偶者の実父若しくは実母（一に規定する者を除く。）であって、高度人材告示第二条の表チの項の下欄に掲げる活動を行おうとするものは、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、新たな在留資格を特定活動とし、新たな在留期間を一年又は六月とする許可を受けるものとする。

四　二の規定は、三の規定により許可を受ける者について準用する。この場合において、二の2中「在留期間更新」とあるのは、「在留資格変更」と読み替えるものとする。

附　則

この告示は、平成二十四年五月七日から施行する。

別表第一

一　本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動

二　本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動

三　本邦の営利を目的とする法人若しくは法律上資格を有しなければ行うことができないこととされている法律若しくは会計に係る業務を行うための事務所の経営若しくは管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動

別表第二

申請の時点における年齢	金額
三十歳未満	三百四十万円
三十歳以上三十五歳未満	四百四十万円
三十五歳以上四十歳未満	五百万円
四十歳以上	六百万円

別表第三

一　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項、第十二条第一項又は第十三条第一項

二　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第九条第一項又は第十一条第一項

三　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項又は第十六条第一項

四　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）第四条第一項

五　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第六条第一項

六　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十四条第三項又は第十六条第三項

七　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第四条第一項又は第六条第一項

八　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第四条第一項

別表第四

1　文部科学省関係

一　宇宙輸送システム
二　オーダーメイド医療の実現プログラム
三　海洋鉱物資源探査技術高度化
四　海洋資源・エネルギーの探査・活用技術の研究開発
五　海洋生物資源確保技術高度化
六　科学研究費助成事業（科研費）
七　革新的タンパク質・細胞解析研究イニシアティブ
八　感染症研究国際ネットワーク推進プログラム
九　気候変動適応戦略イニシアチブ
十　グローバルＣＯＥプログラム
十一　研究成果展開事業
十二　減災実験研究領域
十三　元素戦略プロジェクト
十四　高性能汎用計算機高度利用事業
十五　国際宇宙ステーション開発費補助金
十六　国際科学技術共同研究推進事業
十七　国際共同研究の推進
十八　国家的・社会的ニーズを踏まえた戦略的・重点的な研究開発の推進等
十九　再生医療の実現化プロジェクト
二十　最先端研究開発戦略的強化費補助金
二十一　地震調査研究推進本部
二十二　地震防災研究戦略プロジェクト
二十三　次世代ＩＴ基盤構築のための研究開発
二十四　次世代がん研究戦略推進プロジェクト
二十五　次世代生命体統合シミュレーションソフトウェアの研究開発
二十六　社会的ニーズに応える材料の高度化のための研究開発